

間制ヲ交渉シタルモ拒絶セラレタルヲ以テ十九日來引続キ
交渉中

事業主側

幾余職工十二名(罷業職工十名)ハ工場側ニ辱意ヲ有シ作業
ヲ継続セルヲ以テ極メテ状況ヲ察視シ組合側ニ名ヨリノ交
渉アリタルヲ以テ拒絶シ態勢強硬ナリ

右及申(通)報候也

労報第ニ八八五號

昭和四年十一月二十六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 宇連 謙藏 殿

社 會 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川

兵庫 愛知

谷 廠 府 縣 長 官 殿

松尾合名會社勞働爭議解決ニ関スル件

(才ニ報)

4.11.27
8.9.9

要旨 (本月二十五日アリ九時同前ノ採用スルモト外ニ件ノ
覽書ヲ交換シ十一月二十日解決ス)

標記爭議ハ既報(十一月二十一日)勞働者ニ八一八號)ノ通り勞働者側ハ九時間制
ノ折衷案ヲ提ガテ数次ノ交渉ヲ試ミタル処アリタルが事業主側ニ於テハ殘就業職
工ノ十二名ニ依報スル等形勢ヲ察視シ居タルが遂ニ讓歩シ本月二十日圓滿解決セ
リ状況先記ノ通り